

2024年2月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ッ ド ス ピ ー ド 代表者名 代表 取締役 社長 加 藤 久 統

(コード番号:7676 東証グロース)

問合せ先 取締役管理本部長 大庭寿一

(TEL 052-933-4092)

第22期(2024年9月期)第1四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日付で企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書を東海財務局に提出することを取締役会で決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 対象となる有価証券報告書 第22期(2024年9月期)第1四半期報告書(自2023年10月1日 至2023年12月31日)
- 延長前の提出期限
 2024年2月14日
- 3. 延長が承認された場合の提出期限 2024年3月29日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2023年9月29日付け「調査委員会設置のお知らせ」にてお知らせしたとおり、公表済みの決算に関して不適切な会計処理がある旨の疑義が生じていると会計監査人から指摘されたことを受け、第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会による調査が10月6日より開始されました。そして2024年1月4日付け「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」のとおり、車両売上の前倒し計上並びに鈑金・塗装売上の後倒し計上等が行われていたことが判明いたしました。

当社は第三者調査委員会の調査結果を受け、2021年9月期第1四半期以降の有価証券報告書および四半期報告書を訂正対象とし、過年度決算の訂正に向けた作業を行っておりますが、現時点において第21期(2023年9月期)決算関連手続きが完了しておらず、第22期(2024年9月期)第1四半期決算関連手続きについても完了していないことから、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに当該四半期報告書を提出できない見込みとなり、当該四半期報告書の提出期限延長について承認申請を行うことといたしました。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。また、提出期限に関する申請書が承認された場合、当該四半期報告書について提出期限に関わらず可能な限り早期に提出できるよう最善を尽くしてまいります。

なお、第三者調査委員会の調査報告書で報告された代表取締役社長及びその近親者の利益相反取引を含む関連当事者取引や件外調査等、決算訂正数値に影響を及ぼし得る事情の調査を進めておりますが、件外調査については調査対象範囲の設定にようやく進み順次調査を行っている最中であり、現時点においても全容解明には今暫くの時日を要することから、調査完了時期の明示は困難であります。調査が完了しましたら速やか

に公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上